

農工研が備えるクレーンの「検査(点検)」についてご紹介します

農工研メルマガ委員会

現場を取材!

クレーン検査(点検)の目的は、その安全な使用を確保し、重大事故を未然に防ぐことであり、以下の関係法令に基づき「**定期自主検査(月次点検)**」、「**同(年次点検)**」および「**性能検査**」を定期的に行う必要があります。

農研機構、なかでも農村工学研究部門は大中小様々なクレーンを多く備えており、検査(点検)対象クレーン数は12の実験棟に備わる全15機に上ります。なお、実作業は専門の業者さんに委託して行っています。

- ・ **労働安全衛生法**：第四十一条(検査証の有効期間等)、第四十五条(定期自主検査)
- ・ **クレーン等安全規則**：第三十四条(定期自主検査[年次])、第三十五条(定期自主検査[月次])、第四十条(性能検査)

等

《検査(点検)の種類と概要》

■ 定期自主検査(月次点検)	
対象	吊り上げ荷重0.5t以上のクレーン(移動式クレーンを含む)
頻度	1ヶ月以内ごとに1回
内容	クレーンの機能や装置の異常・損傷のチェックが中心
記録	検査結果は3年間保管する義務
■ 定期自主検査(年次点検)	
対象	吊り上げ荷重0.5t以上のクレーン(移動式クレーンを含む)
頻度	1年以内ごとに1回
内容	クレーンの構造部分、機械部分、電気部分の異常の有無、ワイヤーロープや吊り具の異常の有無、基礎の異常の有無、荷重試験(定格荷重に相当する荷重の荷を吊って実施)など多岐
記録	検査結果は3年間保管する義務
■ 性能検査[の受検]	
対象	吊り上げ荷重3t以上のクレーン(移動式クレーンを含む)
頻度	検査証の有効期間(通常2年)満了までに1回
内容	検査は厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関が実施。検査に合格すれば同機関は検査証の有効期間を更新 検査の内容は定期自主検査(年次点検)と同様
記録	検査結果は3年間保管する義務

【農村工学研究部門における検査（点検）対象クレーン】

棟番号	棟名称	対象クレーン（数値は吊り上げ荷重）
6 棟	ダム実験棟	1t 天井クレーン
9 棟	模型工作棟	0.5t 天井クレーン
11 棟	水路工実験棟	0.5t 天井走行クレーン
13 棟	頭首工第1実験棟	1t 天井クレーン
32 棟	風洞造波水路実験棟	1t 普通型電動横行クレーン
35 棟	扇型水槽実験棟	1t テルハ
36 棟	沿岸域減災研究棟	2.8t ホイスト式橋形クレーン
39 棟	農業施設研究棟	1t 普通型天井クレーン
41 棟	施設減災研究棟	4.8t ホイスト式天井クレーン
42 棟	土質大型模型実験棟	2t 普通型天井クレーン
44 棟	造構実験棟	1t 普通型電動横行クレーン、2t 普通型電動横行クレーン
47 棟	三次元振動実験棟	2t×4 橋形クレーン、2.8t 天井走行クレーン、4.8t ホイスト式天井クレーン

実際の現場作業の様子

令和7年10月3日（金）11～17時に順次行われた全15機の「定期自主検査（月次点検）」うち、2つの棟〔三次元振動実験棟〕〔施設減災研究棟〕での作業に密着しました。監督者1、作業員3の計4名で各種の点検を着々となして行きます。



[三次元振動実験装置]

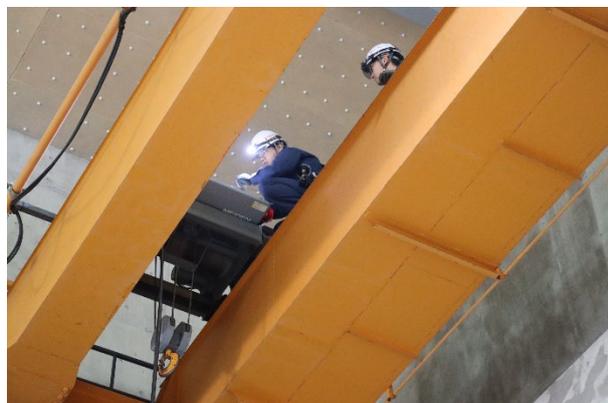
三次元振動実験棟内全景。中央部に「橋形クレーン」、奥に「天井クレーン（棟入り口側の4.8t吊り）」



この「橋形クレーン」は同格の巻上機（2t）を4つ装備。ワイヤーロープ、吊り具の点検



同じく「橋形クレーン」。クレーン全体の移動を担う電動機の点検



「天井クレーン（棟奥側の2.8t吊り）」。
巻上と横行の機能を持つクラブトロリの点検



「天井クレーン（棟入り口側の4.8t吊り）」。
ワイヤーロープ、吊り具の点検



地下に[遠心力载荷実験装置]

施設減災研究棟内1階部全景。「天井クレーン」。ワイヤーロープ、吊り具の点検



「天井クレーン」。巻上機本体や周辺部の目視点検



性能検査を合格し、有効期間が更新されている検査証(円形のもの)
 左: 三次元振動実験棟内「橋形クレーン」と「天井クレーン(4.8t)」
 右: 施設減災研究棟内「天井クレーン」